

制定 2022 年 10 月 28 日

新日本電工グループ人権基本方針

当社グループは、経営理念を実現するうえで、法令遵守及び人権の尊重は企業が果たすべき社会的責務であると同時に、欠くことのできない倫理規範であると認識し、国際人権章典や国連「ビジネスと人権に関する指導原則」等の人権に関する規範に基づき人権基本方針を定め、誠実に人権尊重の取り組みを推進してまいります。

1. 人権の尊重

人権に関する国際規範に則り、あらゆる事業活動においてすべての人々の人権を尊重します。

2. 差別の撤廃

個人の多様性、人格、個性を尊重するとともに、人種、国籍、民族、信条、宗教、性別、性的指向、性自認、年齢、障がい等に基づく不当な差別を行いません。

3. ハラスメント行為の禁止

身体的・精神的苦痛を与えるいかなるハラスメント行為も許容せず、働きやすい職場環境の実現に努めるとともに、万が一問題が生じた際には厳正かつ速やかに対処します。

4. 強制労働及び児童労働の禁止

いかなる場合においても強制労働、児童労働は行いません。

5. 労働安全衛生の確保

従業員の安全と健康を守り、誰もが働きやすい職場環境の整備に努めます。

6. 救済への取り組み

当社グループが人権に対する負の影響を引き起こしたり、関与、助長していることが明らかになった場合、関係者と対話し、適切な手続きを通じてその救済と是正に取り組みます。

7. 教育と研修

本方針の実効性を確保するために、本方針及び関連する取り組みについて、役員・従業員に適切な教育・研修を継続的に実施します。

8. 情報開示

本方針に基づく人権の取り組み状況を定期的に報告します。

なお本方針は、当社グループの役員及び従業員に適用します。また、取引先をはじめ事業活動に関係するすべてのビジネスパートナーに対しても、本方針の遵守を期待します。

以上